

他の公的年金制度に **1年以上加入**されていた方へ

- 他の公的年金制度（厚生年金、日本私立学校振興・共済事業団等）に1年以上加入されたことがある方は、60歳になりましたら最寄りの年金事務所等にも年金の請求手続きを行ってください。
- 共済年金の請求手続き等につきましては、「すこやか 4月号」を参照ください。
- 年金の請求手続きにあたり、共済組合発行の「年金加入期間確認通知書^{*1}」が必要となりますので、共済組合へ「年金加入期間請求書^{*2}」を提出してください。

*1 60歳に到達後でないと、発行はできません。

*2 請求様式については、各所属所の共済事務担当課に申し出いただくか、または全国市町村職員共済組合連合会のホームページからダウンロードし使用してください。

平成 22 年度の年金額のお知らせ

平成 22 年度の年金額については据え置きとなります。

4 年連続改定なし

年金額に変更がない場合は、年金改定証書を送付していません。

総務省から平成 21 年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率がマイナス 1.4%と発表されました。また、対前年度比名目手取り賃金変動率がマイナス 2.6%となったことから、平成 22 年度の年金額は、物価変動率を基準として改定することとなります。

ただし、これを下回らなければ引き下げない基準としている平成 17 年度の物価水準と比較すると、依然として 0.3%上回っている状況なので、平成 22 年度の年金改定は行われず、4 年連続の据え置きとなりました。

皆さん 健診を受けましょう!!

— 健診は 自分のため・家族のため —



①生活習慣病などの早期発見・早期治療のためにも、定期的に健康診断を受けて、自分自身の健康状態を把握し、健康維持に努めましょう。健康診断は、健康な生活を送るためのバロメーターです。

②皆さんが、健康な毎日を送れるよう共済組合もお手伝いします。

疾病予防対策事業として、次の健診が始まっています。

人間ドック

4月から指定医療機関による人間ドックまたは婦人科健診が始まりました。

婦人科健診

成人病健診

5月下旬から各所属所への巡回健診による成人病健診（1次検査）及び委託定期健康診断が始まりました。

委託定期健康診断